

『令和2年度税制改正大綱(6) 企業版ふるさと納税等拡充』

法人課税では、**地方拠点強化税制の延長・拡充が盛り込まれた**。オフィス減税と雇用促進税制を双方とも21年度末まで延長するほか、後者については税額控除を拡大。本社機能を地方で拡充する事業では、法人全体の雇用者増加率8%未満での税額控除額の減額がなくなり、雇用者増加数1人当たりの税額控除額を最大30万円とした。本社機能を東京23区から地方に移転する事業では、雇用者増加率5%未満での税額控除額の減額がなくなり一律の控除額となるとともに、移転型事業だけに実施される上乗せ措置が増額。雇用者増加数1人当たりの控除額が3年で20万円増の最大170万円となる。

一方、地方創生応援税制(企業版ふるさと納税)の延長・拡充も図られる。控除される額は、寄附金額のうち、法人事業税でその20%、法人道府県民税で5.7%、法人市町村民税で34.3%、計60%と従来の2倍となり、損金算入による通常の軽減効果(約30%)と合わせて、寄附額の9割が軽減される。19年度までであった時限措置を、5年間延長。また、現行制度では事業が国の認定を受けるなど詳細が確定してからの払い込みが原則だが、手続を緩和し、決算期など企業が希望するタイミングで寄附できるようにする方針。



『サイバーセキュリティを強化 五輪控え緊急提言—総務省部会』

総務省のサイバーセキュリティタスクフォースは「我が国のサイバーセキュリティ強化に向け速やかに取り組むべき事項【緊急提言】」を公表した。(1)IoT機器のセキュリティ対策の拡充(2)地方公共団体向け実践的サイバー防御演習(CYDER)の繰り上げ実施等(3)サイバーセキュリティに関する情報共有体制の強化(4)公衆無線LANのセキュリティ対策(5)制度的枠組みの改善—の具体的5施策を掲げ、各項目について「背景と課題」「とるべき対策」を明示した。例えば(2)の「とるべき対策」は▽実際のインシデント発生時に対応する情報システム担当者等への人材育成が特に重要。CYDERによる人材育成を引き続き実施し、まだ半数近くが未受講である地方公共団体の受講促進の取り組みを早急に実施する必要がある▽都道府県ごとにCYDER未受講の地方公共団体を対象とした受講計画を作成し、当該地方公共団体を念頭においた集中的な受講機会を2020年度第1四半期に設けることが望ましい。地方公共団体に加えて、人材育成に課題を抱える地域の関係者にも可能な限り対象を広げていく—など。

7月から開催の東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた対処として早急に取り組むべき事項をまとめた。

TOKYO
OLYMPICS

2020

出典元:日本中小企業経営支援専門家協会(JPBM) ※本記事・内容の無断転載を禁じます

21世紀を創造する中小企業のベストパートナー
葵総合経営センター〒460-0012 名古屋市中区千代田三丁目14番22号
(葵総合税理士法人)

TEL : (052) 331-1768 FAX : (052) 332-5282

『Homepage』 <http://www.aoi-cms.com/> 『e-mail』 aoi@aoi-cms.com